

大津市北部衛生プラント

精密機能検査業務

業 務 仕 様 書

令和8年6月

大 津 市

# 第1章 総則

## 第1節 一般事項

### 1. 業務の目的

本業務は、大津市（以下「本市」という。）のし尿処理施設の一つである大津市北部衛生プラント前処理施設において、その機能状況、耐用の度合いについて把握し、今後の適正な施設運営管理計画及び施設整備計画の資料とするため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の規定に基づく精密機能検査を実施するものである。

### 2. 委託業務名

大津市北部衛生プラント精密機能検査業務

### 3. 委託場所

大津市仰木の里一丁目

### 4. 委託期間

契約締結日の翌開庁日から令和9年1月15日までとする。

### 5. 精密機能検査対象施設の概要

名称： 大津市北部衛生プラント前処理施設

所在地： 大津市仰木の里一丁目24番1号

敷地面積： 1,334 m<sup>2</sup>

延床面積： 767.41 m<sup>2</sup>

竣工： 平成6年7月

処理能力： 48kℓ/日（ただし、下水投入量は最大500m<sup>3</sup>/日）

処理方式： 前処理（夾雑物除去）後、井水希釈し下水道投入処理

脱臭処理（高中濃度臭気）酸・アルカリ洗浄＋活性炭吸着脱臭

（低濃度臭気）活性炭吸着脱臭

現在稼働を休止している旧施設については、精密機能検査の対象外とする。

### 6. 提出書類等

受託者は、本業務の着手及び完了にあたっては、下記の書類を提出すること。

#### （1）業務着手時提出書類

- ① 業務着手届
- ② 工程表
- ③ 担当技術者、管理技術者及び照査技術者届（経歴書添付）
- ④ 実施体制調書
- ⑤ 業務計画書

## (2) 業務完了時提出書類

- ① 業務完了届
- ② 成果物
- ③ 業務に関わる資料、データ、図書等

## 7. 成果物

受託者は、本業務の完了にあたり、下記のことを本市へ引き渡すこと。

### (1) 成果物の種類と提出部数

- |                                      |       |     |
|--------------------------------------|-------|-----|
| ① 精密機能検査報告書（写真含む）                    | A 4 版 | 3 部 |
| ② 上記の（概要版）                           | A 4 版 | 3 部 |
| ③ 上記①～②及びこれらの作成に利用した各種電子データ（DVD-R 等） |       | 1 式 |
| ④ 打合せ協議録                             |       | 1 部 |

※今後の維持管理に関し、質疑があれば誠実に対応を行うこと。

### (2) 成果物の形式

成果物は紙及び電子媒体（DVD-R 等）により日本語で提供すること。なお、紙のドキュメントは差し替えが可能なようバインダー方式とし、電子媒体に保存するファイル形式は、Microsoft Office 365で編集可能な形式とすること。

### (3) 成果物の帰属

成果物の管理及び権利はすべて本市に帰属するものとし、本市が承諾した場合を除き、受託者は成果物を公表してはならない。

## 第2節 共通事項

### 1. 適用範囲

本仕様書は、業務の遂行にあたって基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、本仕様書の目的達成のために必要な資料並びに書類、及び業務の性質上必要と思われるものについては、受託者の責任においてすべて完備しなければならない。

### 2. 業務管理

- (1) 受託者は、本業務の着手に先立ち、業務着手届を提出するとともに契約期間内に本業務を完了するよう全項目の業務計画をたて、本市の承諾を得ること。また、この計画を変更しようとする場合も同様とする。
- (2) 担当技術者は、本業務の全般を管理するものとし、担当技術者として過去に、一般廃棄物処理施設の精密機能検査業務又はこれに類する業務に従事した実績を有する者であること。
- (3) 管理技術者は、契約の履行に関し業務の管理及び統轄等を行う者であり、過去に一般廃棄物処理施設の精密機能検査業務又はこれに類する業務に従事した実績を有する者であって、かつ次のいずれかに該当する者であること。
  - ① 技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部

門（選択科目を廃棄物・資源循環又は旧選択科目である廃棄物処理若しくは廃棄物管理とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を廃棄物・資源循環又は旧選択科目である廃棄物処理若しくは廃棄物管理とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。

② シビルコンサルティングマネージャー（RCCM）の登録（登録部門を「廃棄物部門」とするものに限る。）を受けている者であること。

(4) 照査技術者は、成果物の内容について技術上の照査を行うなど業務の照査を行う者であって、かつ次のいずれかに該当する者であること。

① 技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門（選択科目を廃棄物・資源循環又は旧選択科目である廃棄物処理若しくは廃棄物管理とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を廃棄物・資源循環又は旧選択科目である廃棄物処理若しくは廃棄物管理とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。

② シビルコンサルティングマネージャー（RCCM）の登録（登録部門を「廃棄物部門」とするものに限る。）を受けている者であること。

(5) 管理技術者は照査技術者を兼任することができないものとする。

(6) 受託者は、本市から本業務の進捗状況について報告を要求されたときは、速やかに報告すること。

### 3. 信義誠実義務

受託者は、本業務を遂行するにあたって、本業務全般について、誠意のあるパートナーシップをもって信義に従い誠実に支援を行うこと。

### 4. 関係法令の遵守

受託者は本業務の実施にあたり、下記関連法規制及び関係仕様書等を遵守するとともに、経済性・安全性等の諸条件を満足し、正確かつ丁寧にこれを行うこと。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同施行令、施行規則

(2) 大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法等の環境関係諸法令

(3) 滋賀県環境関係諸条例、大津市環境関係諸条例

(4) 下水道法関係法令、大津市下水道条例及び同条例関係規定、流域下水道におけるし尿等投入実施要領（滋賀県）

(5) その他本業務に係わる関係法規及び関係条例等の最新版

### 5. 秘密の保持等

受託者は、本業務の遂行上、知り得た事項及び秘密を第三者に漏らしてはならない。また、コンサルタントとして中立性を確保しなければならない。

### 6. 関係官公庁との協議

受託者は本業務遂行上、関係する官公庁との協議を必要とするとき又は協議を求められた場

合は誠意を持ってこれにあたり、この内容を遅滞なく本市に報告しなければならない。

## 7. 検査

受託者は、業務完了後、所定の手続きを経て、本市の検査を受けること。本業務は、本市の検査合格をもって完了とするが、納品後、成果物に記入漏れ、不備又は誤りが発見された場合、受託者は責任をもって速やかに訂正のうえ納品すること。また、これにかかる費用については、受託者が負担すること。

## 8. 情報の収集

受託者は、本業務に必要な情報の収集、資料の作成及び解説を行うこと。

## 9. 資料の貸与

本市は、本市が有する本業務に必要な資料を所定の手続きにより貸与する。また、受託者は、貸与された資料の使用完了後、速やかに本市へ返還すること。

## 10. 議事録の作成

受託者は、打合せ及び協議の都度、その内容に対する議事録を作成して、速やかに本市の確認を受けるものとする。

## 11. 疑義

受託者は、業務遂行上、疑義が生じた場合は、本市と協議のうえ、本事業の趣旨を十分に理解し、本市の指示に従い業務を遂行すること。

## 12. 不当介入に関する通報制度の徹底

(1) 受託者は、暴力団員等（暴力団の構成員及び暴力団関係者、その他市発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。）による不当介入（不当な要求又は業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。

(2) 受託者は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書（別記様式第1号）により所轄警察署に届け出るとともに、本市に報告するものとする。

また、受託者は、以上のことについて、下請負人（再委託の協力者を含む）に対して、十分に指導を行うものとする。

(3) 受託者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、本市と協議するものとする。

## 13. その他の留意事項

本業務に文献その他の資料を引用した場合には、その文献、資料名を明記しなければならない。

## 第2章 業務内容

本業務は、大津市北部衛生プラント前処理施設の処理実績をもとに処理工程及び水質等の測定等の運転管理実績を把握したうえで、これらの結果と法基準等、維持管理基準及び設計条件と比較し、施設の運転状況を分析する。また、各設備・装置等の現場検査を行い、設備・装置等の耐用状況を調査する。なお、分析調査に用いた運転実績データ及び分析データの数値については基礎データを、比較を行った法基準等については抜粋資料を根拠資料として成果物に添付すること。

これらの業務を行うにあたっては、当該施設について運転管理業務を行った事業者ヒアリングを行うこと。

### 1. 精密機能検査業務

#### (1) 運転管理実績調査

大津市北部衛生プラント前処理施設の概要及び処理工程、並びに過去の設備補修、整備工事等の履歴及びその内容について、主として市が提供する資料により調査する。

##### ① 運転管理実績調査

下記の項目について、過去3年間（令和5年度から令和7年度まで）の実績を調査する。

##### ・運転状況

月別のし尿等の処理量、電力使用量、薬剤使用量等の運転実績を整理する。

##### ・水処理作業状況

受入・前処理、下水道投入処理、脱臭処理等の工程ごとに日常の作業状況について整理する。また、沈砂除去作業や、受入槽・貯留槽等の清掃等の定期作業内容について調査する。

##### ・水質等検査

市が実施している下水道投入水の水質、臭気等の分析データを整理する。

##### ② 補修・改造履歴調査

##### ③ 性能状況調査

受入・前処理工程、下水道投入工程及び脱臭処理工程について、各々の機能を設計条件と比較し、運転データと併せて整理する。

#### (2) 設備装置管理状況調査

プラントの設計書等（一般廃棄物処理施設変更届出書等）及び運転記録等による書類調査及び各設備・装置等の現場検査を行う。

##### ① 書類調査

基本図書及び運転記録の点検、並びに過去の事故等の状況を調査する。

##### ② 設備・装置等の検査

設備・装置の状況について、下記の要領に即して検査すること。また、当該設備・装置等のそれぞれについて、「良」、「要補修」、「要交換」、「改造」の4ランクに分けて判定し、「良」以外の判定となったものについては、写真等を用いて具体的にその箇所を示すこと。また、各検査項目については定量的に整理し、まとめること。

##### ア 土木・建築設備

各設備について亀裂、損傷箇所の有無、不等沈下、漏水・浸水の有無等を検査する。

屋上については、昇降装置が無い場合、はしご等を使用し登って調査するか、ドロー

ン等を活用して防水等の状況を検査すること。

イ 機械設備

各設備について、腐食、損傷の有無、装置の振動、異常音、温度上昇、その他軸受等のオイル・グリスの補給状況及び損耗等を検査する。

なお、検査は設備の一部取外し及び足場組立て（脚立を除く）を伴わない範囲とする。

ウ 電気・計装設備

各設備について、腐食、損傷の有無、絶縁の良否、装置の振動、異常音、温度上昇、その他配線、安全器（開閉器）の状況等を検査する。

エ 配管・弁設備

各設備について、腐食、損傷の有無、接続箇所の漏水・浸水の有無、その他弁類の作動の良否等を検査する。

③ 改善点の整理及び提案

調査結果を踏まえ、施設設備の構造及び維持管理上の改善点を整理すること。

設備・装置等の改善が必要な個所についてとりまとめた結果を提示すること。

以上、以下余白

}
{
**不当要求**  
**不当介入** **業務妨害** **事案通報書**

滋賀県 警察署長 様  
 大津市長 様

(報告者)

		※ 取扱警察	滋賀県 警察署 課	
受注者	所在地	(本社)	電話 ( ) - FAX ( ) -	
		(現場事務所)	電話 ( ) - FAX ( ) -	
	名称			
	代表者	(現場事務所の代表者)		
	通報者 等	(通報者の職・氏名)		電話 ( ) -
		(対応者) 所属会社名		電話 ( ) -
		氏名		
		役職		
不当介入の 行為者	住所	電話 ( ) - FAX ( ) -		
	所属			
	役職			
	氏名			
発生日時・ 場所	令和 年 月 日 時 分頃			
	〔元請・下請〕 (下請の場合は、現場事務所の所在地)		電話 ( ) - FAX ( ) -	
工 事 件 名				
不当介入の 内容・被害 の状況				
警察への 通報の状況	(警察への通報) 有・無			
	(通報先警察署)	滋賀県	警察署 課	
	(通報日時) 令和 年 月 日 時 分頃			

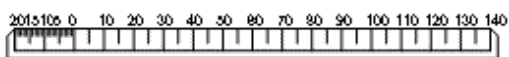
- 注1 第一報は、この様式に必要な事項を記入したうえ、所轄警察署刑事課(刑事第二課)あて電話で行った後、その旨を「警察への通報の状況」の欄に記入して発注者及び所轄警察署あて送付(電子メール・FAX可)すること。
- 2 不当介入の行為者の名刺、提示物等の参考資料がある場合は、その写しを添付すること。
- 3 下請負先(再委託先)において発生した場合であっても、必ず受注者(元請負人)が聞き取り調査をして記入し、通報すること。
- 4 ※の欄は、警察署において記入すること。



委託業務場所:  
大津市北部衛生プラント

縮尺 1 : 2500

位置図



# 前処理設備フローシート

